

資料2

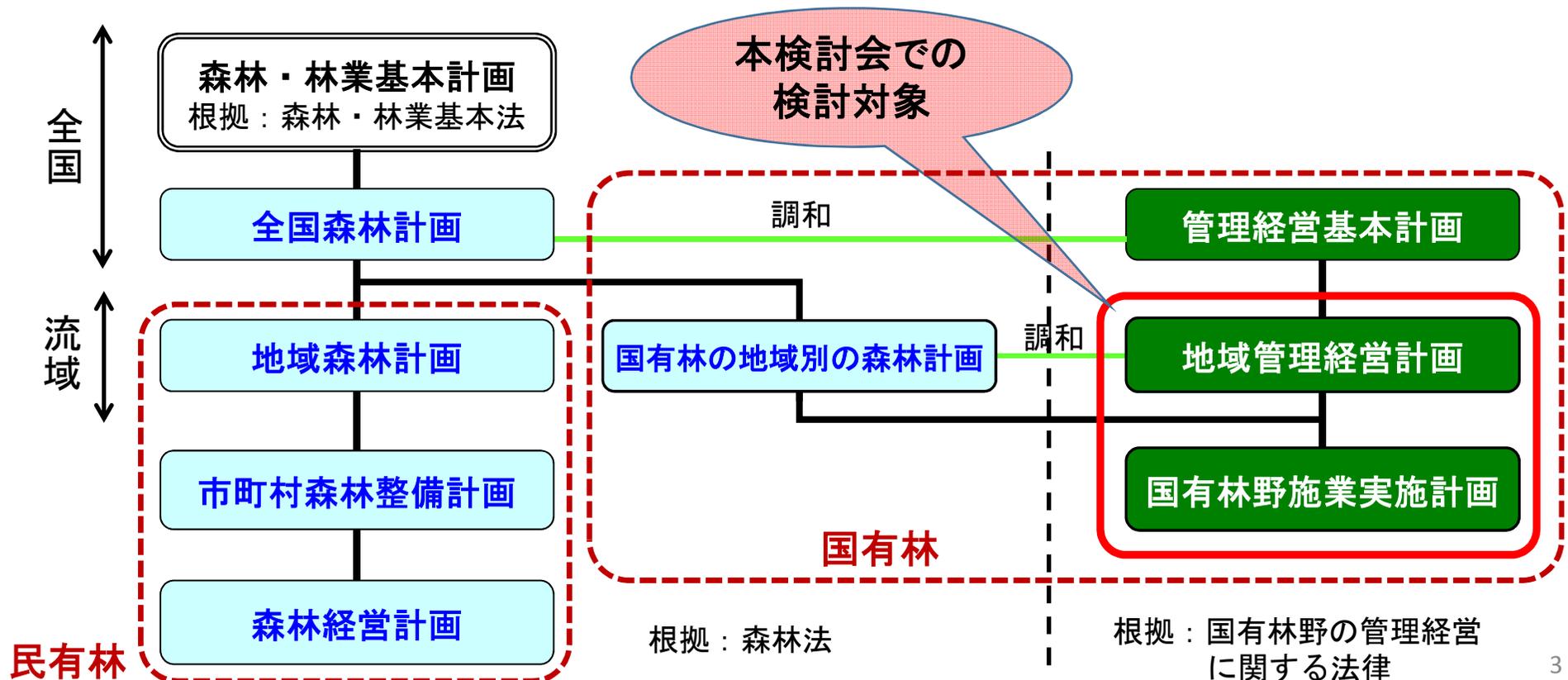
平成29年度 国有林の地域管理経営計画等の 策定・変更(案)の概要

平成30年 3月
四国森林管理局

I 計画制度について

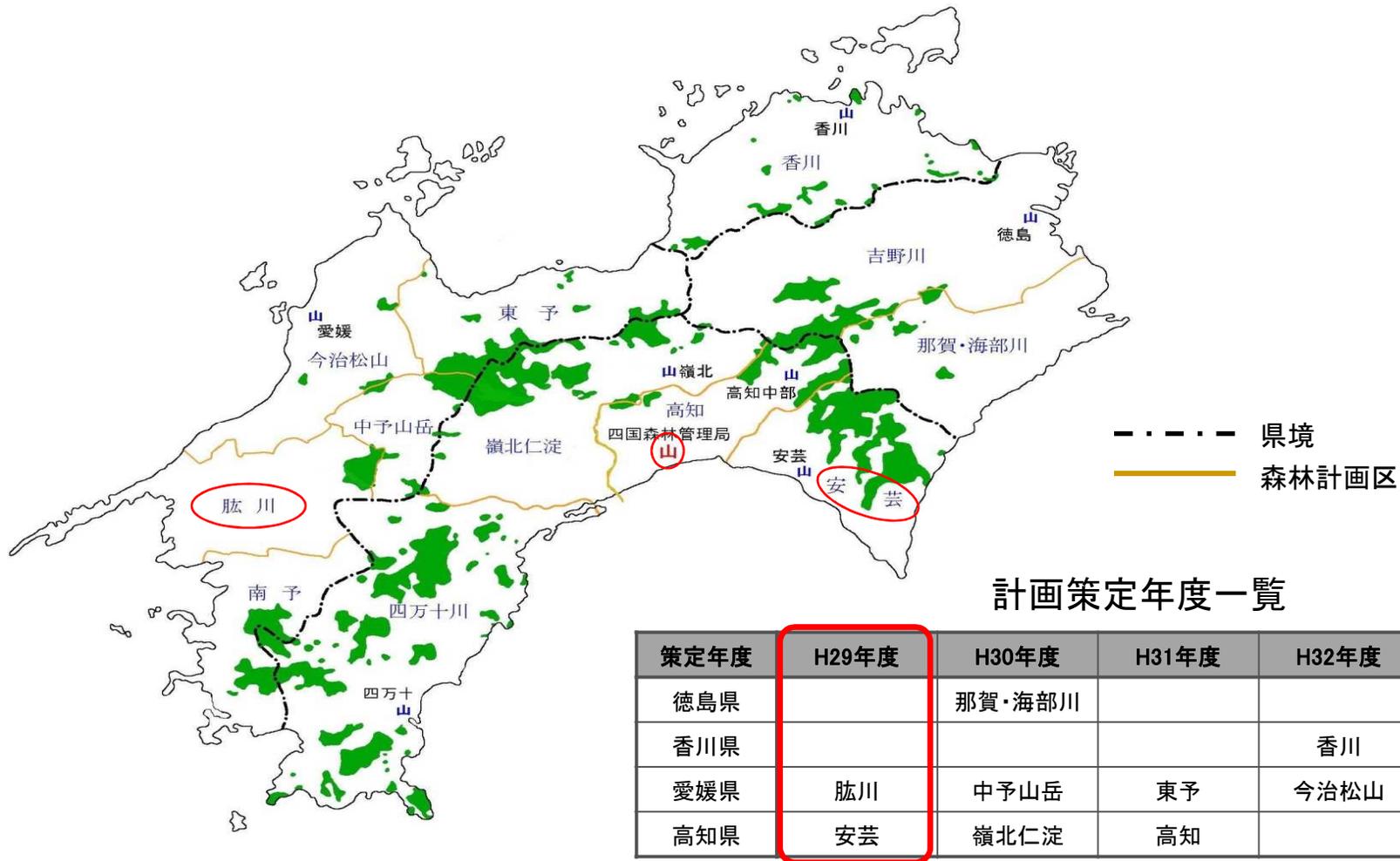
森林計画の体系

- ◆ 国有林野の地域管理経営計画は、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営の考え方や伐採等の事業総量等を定める計画で、計画期間は5年間
- ◆ 国有林野施業実施計画は、国有林の地域別の森林計画及び地域管理経営計画に即して、森林計画区毎に、国有林野の箇所別の伐採、更新、林道整備、治山事業等を定める計画で、計画期間は5年間



四国の森林計画区

- ◆ 四国森林管理局管内には、12の森林計画区
- ◆ うち肱川森林計画区(愛媛県)と安芸森林計画区(高知県)について、地域管理経営計画等を策定して5年が経過するため、今回、次期計画を策定



地域管理経営計画の計画事項

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項
- 3 林産物の供給に関する事項
- 4 国有林野の活用に関する事項
- 5 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う
民有林の整備及び保全に関する事項
- 6 国民の参加による森林の整備に関する事項
- 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

Ⅱ 肱川森林計画及び安芸森林計画区 の地域管理経営計画等の概要 (共通事項)

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

- ◆ 国有林野の管理経営は、①公益的機能の維持増進を旨とし、②その組織・技術・資源を活用し、③森林・林業再生へ貢献することを目指し、④関係行政機関と連携を図りつつ、⑤国民各層の理解と協力を得ながら、本計画に基づき適切に行う。
- ◆ 開かれた「国民の森林」の実現を図るため、モンリオールプロセスの基準・指標を踏まえて、持続可能な森林経営に取り組む。

【モンリオールプロセスの基準・指標】

森林・林業のおかれている状況を適切に把握するために国際的に検討されている基準・指標

- ① 生物多様性の保全
- ② 森林の生産力の維持
- ③ 森林生態系の健全性と活力の維持
- ④ 土壌及び水資源の保全と維持
- ⑤ 炭素循環への森林の寄与
- ⑥ 社会的・経済的便益の維持及び増進
- ⑦ 持続可能な経営のための枠組み

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

- ◆ 個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、機能類型区分を行い、それぞれの機能の発揮に資する森林施業を行う。

※ 詳細は、地域管理経営計画の別冊「管理経営の指針」に定める。

山地災害防止タイプ (土砂流出・崩壊防備エリア)



- ・ 下層植生の発達を促すため、適度な陽光が林内に入るように密度管理を行う。
 - ・ 必要に応じて、土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。
- (気象害防備エリア) ・ 遮蔽能力が高く、抵抗力が強い森林を育成する。

自然維持タイプ



- ・ 原則として自然の推移に委ね、野生生物の生育・生息環境の保全等に配慮した施業を行う。

森林空間利用タイプ



- ・ 景観の向上や野外レクリエーションに考慮した、間伐等の森林の適切な整備を行う。
- ・ 必要に応じて、遊歩道等の施設の整備を行う。

水源涵養タイプ



- ・ 浸透・保水能力の高い森林土壌を維持し、根系や下層植生の良好な発達が促進されるよう、森林の整備を行う。

※ 四国森林管理局管内には、快適環境形成タイプの森林はない。

スギ・ヒノキの植栽本数について

「管理経営の指針」に規定

- ・ これまで、水源涵養タイプにおけるスギ・ヒノキの植栽本数は、3,000本／haを目安としつつ、可能な限り、低密度な植栽に取り組むこととしていた。（保安林の指定施業要件が定められている場合は、それに従う。）
- ・ 多くの森林が主伐期を迎える中で、主伐・再造林の低コスト化・省力化を進めていく必要があることから、**植栽本数は1,500～3,000本を目安として、**個々の事業地における林地生産力の高低、苗木の特性、シカの影響等の状況に応じ、低密度植栽に取り組めるようにする。

「管理経営の指針」の修正案

ヘクタール当たりの植栽本数については、表3（注：スギ1,500～3,000本、ヒノキ1,500～3,000本）を目安とし、林地生産力の高低等自然条件、導入する苗木の規格や特性、天然稚幼樹木の発生状況、有用天然木の配置状況、ニホンジカの影響等を総合的に勘案して決定する。その際、低コスト化・省力化の観点から、可能な限り、低密度な植栽に取り組むものとする。ただし、保安林に指定されている場合は、保安林の指定施業要件による本数以上を植栽することとする。

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

- ◆ 流域林業活性化協議会等の場を通じて、県、市町村との連携を図りながら、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援に取り組む。

① 林業事業体の育成

- ・ 総合評価落札方式や複数年契約など

② 民有林と連携した施業の推進

- ・ 民有林・国有林が一体となった効率的な路網整備を推進
- ・ 森林共同施業団地の設定等を推進

③ 森林・林業技術者等の育成

- ・ 研修フィールドを提供

④ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

- ・ 低コストで効率的な作業システムの導入に向けた現地検討会を開催
- ・ 試験研究機関等と連携した技術開発に取り組む

⑤ その他

- ・ 地元自治体と連携して野生鳥獣対策を実施
- ・ 地元自治体への山地災害危険地区等の防災情報の提供 など



北川村島・久江の上・平鍋地区施業モデル団地
(安芸計画区)

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

- ◆ 地元自治体、地域住民等と協力・連携して、山火事防止、盗採防止、不法廃棄防止等の啓発活動に努める。
- ◆ 境界を定期的・計画的に巡視し、破損した境界標を補修・整備する。



境界標

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

- ◆ 松くい虫等の森林病虫害による被害に対しては、早期発見・早期防除、迅速な駆除に努める。

(3)特に保護を図るべき森林に関する事項

- 本庁での保護林制度改正に伴い、保護林管理委員会での2年間にわたる検討を踏まえ、「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」、「希少個体群保護林」に再編する。

- ※ 本庁における制度改正は、平成27年度に、生物多様性保全に関する科学的知見の進歩や、簡素で効率的な管理体制の構築の必要性を踏まえて行われた。

- ※ 「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」については、必要に応じて「保存地区」、「保全利用地区」に地帯区分。

- ※ 保護林としての「郷土の森」は廃止し、他の保護林への統合、レクリエーションの森への移行、「多様な活動の森」への移行等を行う。

区分	対象となる森林	規模の目安
森林生態系保護地域	我が国の気候帯または森林帯を代表する原生的な森林生態系	原則 2,000ha以上
生物群集保護林	地域固有の生物群集を有する森林	原則 300ha以上
希少個体群保護林	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林(特定の種の個体群の持続性を向上させる)	原則 5ha以上

- ◆ 「森林生態系保護地域」及び「生物群集保護林」では、原則として自然の推移に委ねる管理を行う。

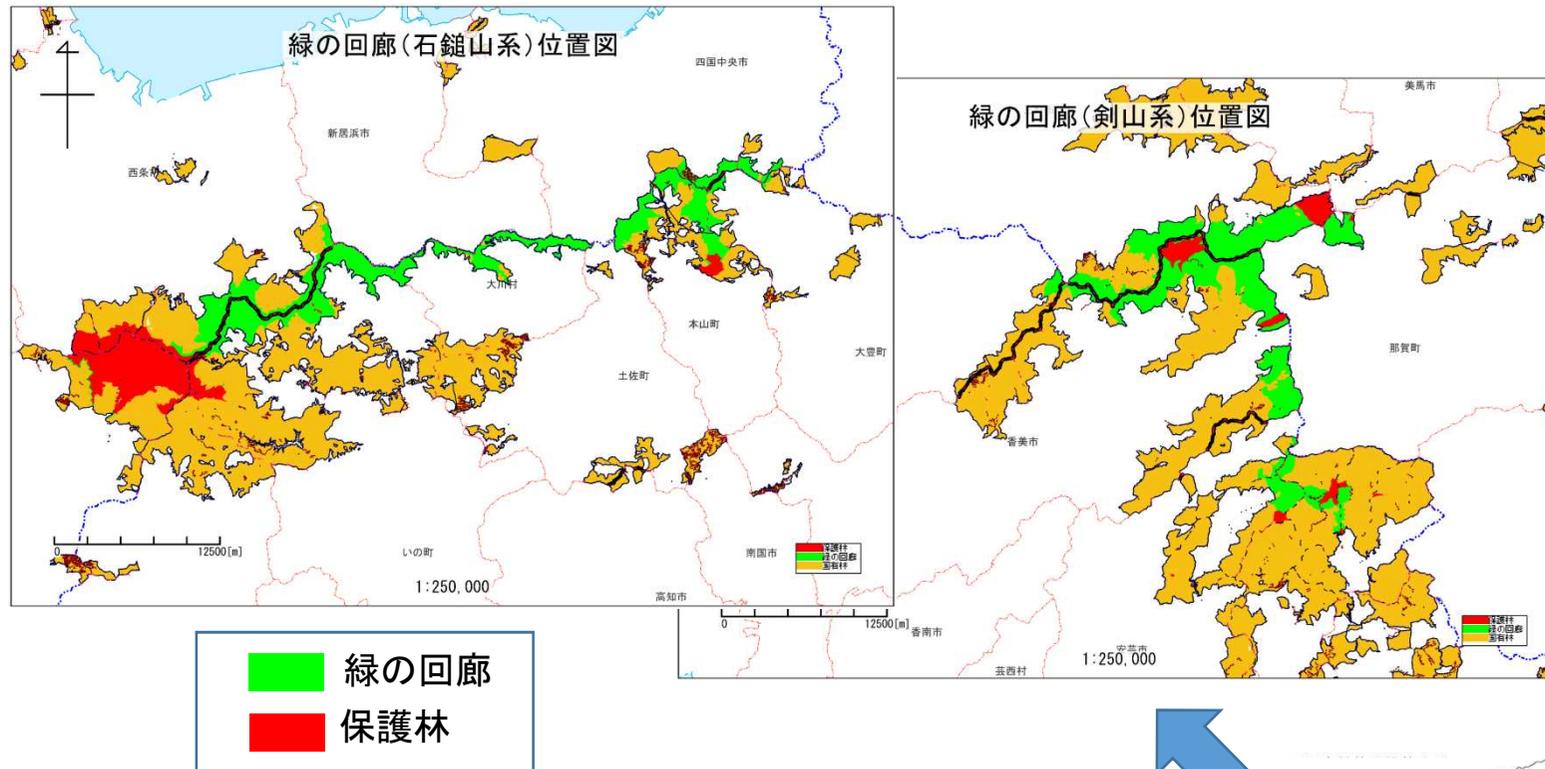
「管理経営の指針」に反映

- ※ 保全利用地区内の人工林では、育成複層林施業等を行うことができるものとし、将来的には天然林への移行を図る。

- ◆ 「希少個体群保護林」では、野生生物の保護、遺伝資源の保護など、設定目的に応じた適切な保護・管理を行う。

- ※ 一時的な裸地の出現など遷移過程における攪乱が必要な場合は、人為による環境創出ができる。

◆ 森林の連続性を確保して、野生生物の移動経路を確保し、生育・生息地の拡大と相互交流を促すため、「緑の回廊」を設定。



(4) その他必要な事項

- ◆ 希少な野生生物の生育・生息環境を維持するため、希少種への食害が懸念されるニホンジカの生息状況の調査を行う。
- ◆ ニホンジカによる食害が顕在化した場合、関係行政機関等とも連携して、捕獲による個体数管理や、保護柵・食害防止チューブの設置等による被害防除を行う。



小型罠いワナ



罠いワナ(ネット式)



くくりワナ

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

- ◆ 機能類型区分に応じた施業の結果得られる国有林材の持続的・計画的な供給に努める。
- ◆ 路網と高性能林業機械等を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入に取り組む。
- ◆ 地域の林業・木材産業の活性化に資するよう、「国有林材の安定供給システム販売※」を活用するなど、木材の安定供給に取り組む。

※ 「国有林材の安定供給システム販売」とは、需要者と事前に協定を締結し、丸太等を直接安定的に供給する販売方法

(2) その他必要な事項

- ◆ 林道事業・治山事業において、間伐材等を積極的に利用する。



集材作業の様子
(肱川計画区)

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

- ◆ 地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、公用・公共用施設や、公衆の保健のための活用等に資するよう、国有林野の活用を積極的に推進。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

- ◆ 「レクリエーションの森※」の活用に当たっては、地元自治体を核とした管理運営協議会の活用、民間活力を活かした施設整備の推進等に努める。

※ 「レクリエーションの森」とは、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林として、国民に提供している森林

5 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う 民有林野の整備及び保全に関する事項

- ◆ 国有林に隣接・介在する民有林で、国有林の公益的機能の維持増進のため必要な場合には、民有林所有者と協定を結び、国有林と一体的に整備・保全を行う「公益的機能維持増進協定制度」の活用を推進。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

- ◆ ボランティア団体等による自主的な森林づくり活動に対し、「ふれあいの森」「多様な活動の森」などフィールドの提供を行い、技術指導等を行う。
 - ※ 「ふれあいの森」とは、協定を結び、植栽、保育等の森林整備活動に提供する森林
 - ※ 「多様な活動の森」とは、協定を結び、美化活動、森林パトロール等、森林の保全を目的とした様々な活動に提供する森林

(2) 分収林に関する事項

- ◆ 企業等が社会貢献や社員教育等の場として森林づくりを行う「法人の森林」について、分収林制度を活用した取組を進める。
- ◆ 設定された分収林について、契約に基づき適正な管理に努める。

(3) その他必要な事項

- ◆ 学校、自治体、NPO、林業事業者等と連携して、森林環境教育を推進し、学校が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」を設定。
- ◆ 企業等が社会・環境貢献活動を実施するための「社会貢献の森」を設定。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

- ◆ 施業指標林や試験地において、研究機関とも連携し、現地展示等を通じて技術の普及を図るとともに、森林施業技術の研修や検討会のフィールド、森林環境教育の場等としても活用。
- ◆ 国有林を活用した技術開発を推進し、その成果の民有林経営への普及を図る。

(2) 地域振興に関する事項

- ◆ 国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、林業・木材産業をはじめとする地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。



施業指標林における天然更新の現地検討
(肱川計画区)

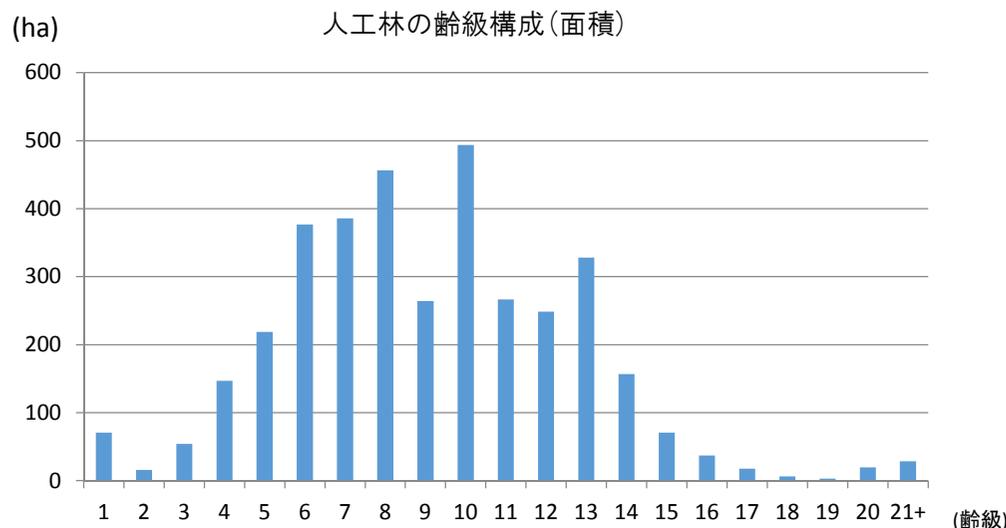


民有林関係者を交えての大苗植栽に関する現地検討会
(安芸計画区)

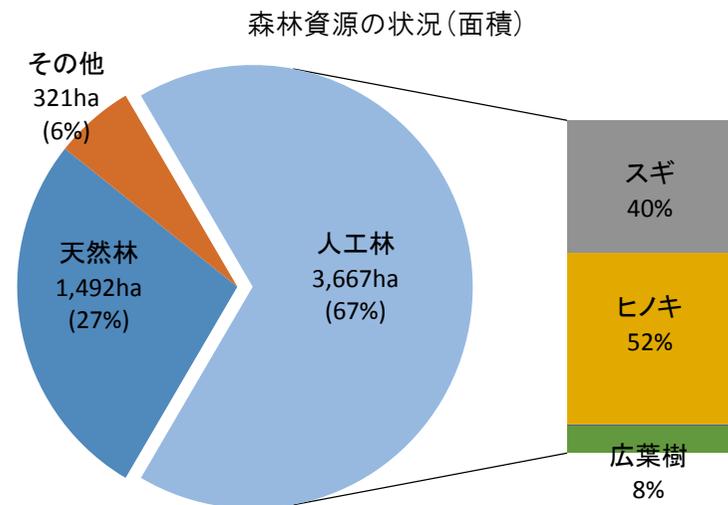
Ⅲ 肱川森林計画の地域管理経営計画等の概要（個別事項）

肱川森林計画区の概要

- ◆ 愛媛県西部に位置する。森林率71%。うち国有林率は5.2%。
- ◆ 国有林は、内陸部の西予市、内子町にまたがり、仁淀川水系の上流域、小田深山周辺に分布。
- ◆ 国有林において、人工林率67%、うち52%がヒノキ。人工林の46%が10齢級以上。
- ◆ 天然林は、尾根部や溪谷部に分布し、一部は四国カルスト県立自然公園等に指定されている。



※H30.4.1有効 国有林野施業実施計画樹立時データ
 ※齢級とは、森林の林齢を5年の幅でくった単位。植栽した年を1年生とし、1~5年生を「1齢級」と数える。



※H30.4.1有効 国有林野施業実施計画樹立時データ
 ※面積の「その他」は無立木地、林地以外の面積

(肱川森林計画区)

機能類型別面積

森林計画区	機能類型別面積（単位：ha）				
	山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	水源涵養 タイプ	計
肱川	240（4%）	223（4%）	324（6%）	4,692（86%）	5,479
(参考) 四国局計	21,866（12%）	11,177（6%）	12,773（7%）	136,677（75%）	182,492

水源涵養タイプにおける施業方法別面積

施業方法	現計画 (H25～29年度)	新計画 (H30～35年度)	増減
通常伐期・育成単層林施業	676	722	+46
長伐期・育成単層林施業	2,613	2,496	▲117
育成複層林施業	119	144	+25
天然生林施業	1,168	1,203	+35

- ・ 長伐期施業を行っているスギ・ヒノキ林の一部について、利用期を迎えている森林資源の有効活用や多様な森林づくりの観点から、通常伐期による施業を行う林分や、育成複層林施業や天然生林施業を行う林分に変更

※ 通常伐期とは、主伐時期を、林木の利用価値を考慮した径級となる平均的な林齢以上の林齢とするもので、四国森林管理局では、スギ45年、ヒノキ50年としている。

※ 長伐期とは、主伐時期を、通常伐期のおおむね2倍の林齢とするもの。

(肱川森林計画区)

主な計画量

		単位	現計画 (H25~29年度)	新計画 (H30~35年度)	対現計画比
伐採	主伐	千m ³	45	73	162%
	間伐	千m ³	114	107	94%
更新	人工造林	ha	53	109	206%
	天然更新	ha	28	12	43%
林道	開設	m	4,000	900	23%
	改良	m	2,200	1,950	89%
治山事業		地区	2	4	200%

- ・ 森林資源が利用期を迎えているため、伐期に達した森林の主伐により、伐採材積を増加
- ・ 主伐後は、人工造林や天然更新を着実に実施
- ・ 林道については、次期計画では、既に林道整備が行われた箇所を中心に伐採を行うため、開設・改良を着実に実施。伐採作業と並行して作業道を開設
- ・ 治山事業は、近年の集中豪雨による被災箇所等で実施

(肱川森林計画区)

保護林 (再編)

森林計画区	名称・概要	面積 (ha)
肱川	小田深山ブナ (遺伝資源) 希少個体群保護林 (地域的にまとまって生育しているブナの遺伝資源を保護)	8



小田深山ブナ
希少個体群保護林

レクリエーションの森 (継続)

森林計画区	名称・概要	面積 (ha)
肱川	小田深山溪谷風景林 (人工林と天然林の調和した森林美と深山の溪谷美に優れる)	91

ふれあいの森 (継続)

森林計画区	名称・概要	協定相手	面積 (ha)
肱川	小田深山ふれあいの森 (ボランティア団体による自主的な森林整備の場を提供)	内子町	2

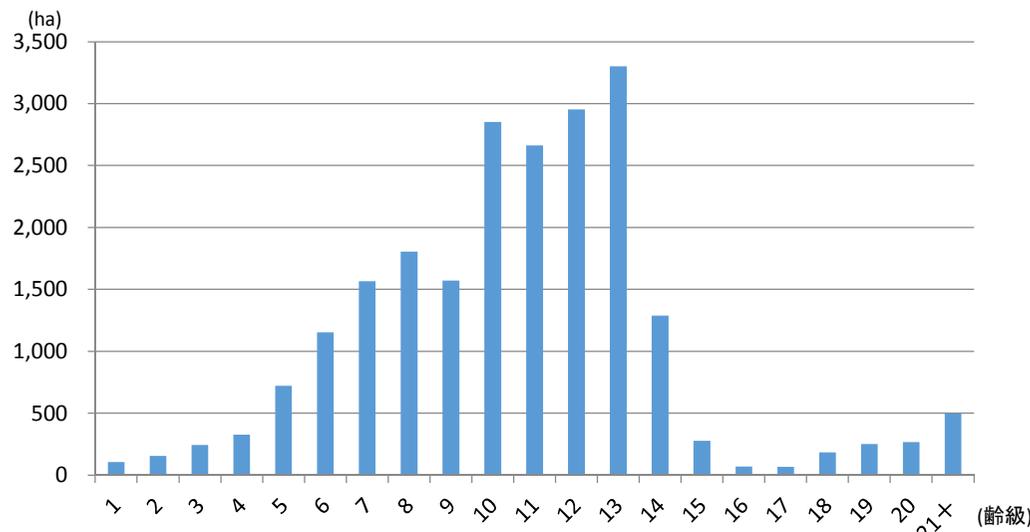
IV 安芸森林計画の地域管理経営計画等の概要（個別事項）

安芸森林計画区の概要

- ◆ 高知県東部に位置する。森林率88%。うち国有林率は30%。
- ◆ 国有林は、標高の低い南部から徳島県境まで広く分布。
- ◆ 人工林率77%、うち55%がスギ。人工林の66%が10齡級以上。
- ◆ 天然林は、数箇所にとままって分布。魚梁瀬県立自然公園等に指定されている。



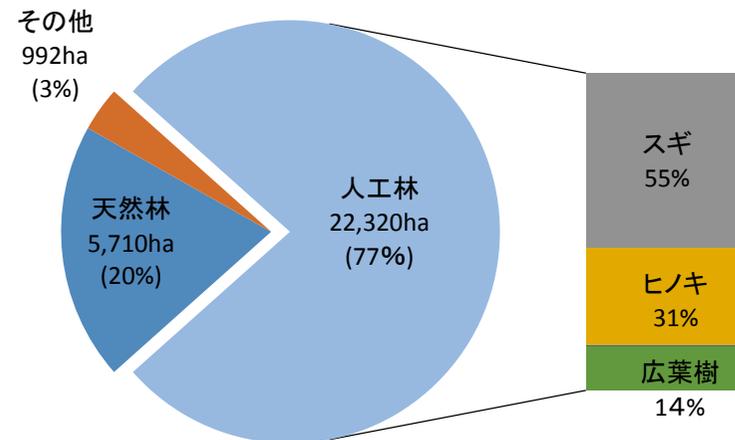
人工林の齡級構成(面積)



※H30.4.1有効 国有林野施業実施計画樹立時データ

※齡級とは、森林の林齢を5年の幅でくくった単位。植栽した年を1年生とし、1~5年生を「1齡級」と数える。

森林資源の状況(面積)



※H30.4.1有効 国有林野施業実施計画樹立時データ

※面積の「その他」は無立木地、林地以外の面積

(安芸森林計画区)

機能類型別面積

森林計画区	機能類型別面積（単位：ha）				
	山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	水源涵養 タイプ	計
安芸	2,441（8%）	702（2%）	444（2%）	25,434（88%）	29,021
（参考） 四国局計	21,866（12%）	11,177（6%）	12,773（7%）	136,677（75%）	182,492

水源涵養タイプにおける施業方法別面積

施業方法	現計画 （H25～29年度）	新計画 （H30～35年度）	増減
通常伐期・育成単層林施業	1,405	1,613	+208
長伐期・育成単層林施業	17,004	16,599	▲405
育成複層林施業	3,643	3,635	▲8
天然生林施業	2,563	2,735	+172

- ・ 長伐期施業を行っているヒノキ林等の一部について、利用期を迎えている森林資源の有効活用や多様な森林づくりの観点から、通常伐期による施業を行う林分や天然生林施業等を行う林分に変更

※ 通常伐期とは、主伐時期を、林木の利用価値を考慮した径級となる平均的な林齢以上の林齢とするもので、四国森林管理局では、スギ45年、ヒノキ50年としている。

※ 長伐期とは、主伐時期を、通常伐期のおおむね2倍の林齢とするもの。

(安芸森林計画区)

主な計画量

		単位	現計画 (H25~29年度)	新計画 (H30~35年度)	対現計画比
伐採	主伐	千m ³	326	168	52%
	間伐	千m ³	518	607	117%
更新	人工造林	ha	533	315	59%
	天然更新	ha	229	100	44%
林道	開設	m	9,100	7,950	87%
	改良	m	36,500	52,300	143%
治山事業		地区	23	27	117%

- 契約満了となる分収林の減に伴い主伐の計画量は減少するが、スギの長伐期施業林を中心に間伐を着実に実施し、現行計画と概ね同程度の伐採材積を確保
- 主伐後は、人工造林や天然更新を着実に実施
- 林道整備は、伐採予定箇所を中心に、既設林道の改良に重点を置いて実施。伐採作業と並行して作業道を開設
- 治山事業は、近年の集中豪雨による被災箇所等で実施
- なお、天然ヤナセスギの継続的・計画的な伐採及び供給は、平成30年度から休止

(安芸森林計画区)

保護林 (再編)

森林計画区	名称・概要	面積 (ha)
安芸	千本山天然ヤナセスギ (遺伝資源) 希少個体群保護林 (樹齢200~300年の天然ヤナセスギを主体とする林分であり、天然ヤナセスギの遺伝資源を保護)	179
	千本山人工ヤナセスギ・ヒノキ希少個体群保護林 (大正11年に植林されたスギ・ヒノキの人工林であり、隣接する天然ヤナセスギと比較しながら、ヤナセスギの造林技術の発展と遺伝資源の継承を図る)	24
	雁巻山ヤナセスギ (遺伝資源) 希少個体群保護林 (樹齢200~300年の天然ヤナセスギを主体とする林分であり、天然ヤナセスギの遺伝資源を保護)	21
	西ノ川山トガサワラ (遺伝資源) 希少個体群保護林 (紀伊半島と安芸地方にのみ自生する希少な樹種であるトガサワラの遺伝資源を保護)	8
	魚梁瀬トガサワラ (遺伝資源) 希少個体群保護林 (同上)	16
	安田川山トガサワラ (遺伝資源) 希少個体群保護林 (同上)	4
	横荒山モミ・ツガ (遺伝資源) 希少個体群保護林 (地域的にまとまって生育しているモミ・ツガの遺伝資源を保護)	81

(安芸森林計画区)

緑の回廊 (継続)

森林計画区	名称	延長 (km)	面積 (ha)
安芸	四国山地 (剣山地区)	8	1,337

※ 四国森林管理局管内全体では、

四国山地(剣山地区)緑の回廊 延長 58km 面積 9,191ha

レクリエーションの森 (継続)

森林計画区	名称	面積 (ha)
安芸	千本山風景林 (天然スギを主体とする森林美)	111
	野根山街道風景林 (土佐藩の参勤交代路として利用されていた街道)	157



野根山街道風景林

(安芸森林計画区)

ふれあいの森 (継続)

森林計画区	名称	協定相手	面積 (ha)
安芸	北栃谷桑ノ木山ふれあいの森	馬路村	111

多様な活動の森 (新設)

森林計画区	名称	協定相手	面積 (ha)
安芸	佐喜浜躍動天然スギ郷土の森	室戸市	157

遊々の森 (継続)

森林計画区	名称	協定相手	面積 (ha)
安芸	遊YOUの森	奈半利町教育委員会	10

社会貢献の森

森林計画区	名称	協定相手	面積 (ha)
安芸	千ヶ谷森づくり事業 (継続)	(一社) 高知林業土木協会	2
	Jパワー地域共生の森 (新設)	電源開発株式会社高松事務所	122

V その他の森林計画区における計画 変更の概要

(その他の森林計画区)

主な変更計画量

		単位	計画区	現計画 (H25~29年度)	新計画 (H30~35年度)	増減量
伐採	主伐	千m ³	香川	56	61	+4
			四万十川	678	682	+4
			高知	116	122	+6
	間伐	千m ³	今治松山	46	47	+2
			東予	64	65	+1
			中予山岳	142	140	▲1
			南予	281	283	+2
			四万十川	1,011	1,020	+10
			嶺北仁淀	323	323	+0
更新 (人工造林)	ha	香川	103	109	+6	
		中予山岳	98	113	+15	
		四万十川	1,130	1,136	+6	
		高知	181	190	+9	
保安林整備	ha	今治松山	—	3	+3	
		中予山岳	304	315	+11	

- 森林資源が利用期を迎えていることを踏まえ、主伐・更新量（人工造林）等を変更
- 密度調整が必要な林分の見直しにより、間伐量を変更
- 台風により発生した崩壊地の早期緑化を図るため、保安林整備等を追加

(その他の森林計画区)

保護林 (再編)

森林計画区	名称	面積 (ha)
吉野川	剣山生物群集保護林 (保存地区 397ha、保全利用地区 49ha)	446
那賀・海部川	鎗戸シコクシラベ (遺伝資源) 希少個体群保護林	30
東予	石鎚山系森林生態系保護地域※ (保存地区 325ha、保全利用地区 573ha)	898
中部山岳	石鎚山系森林生態系保護地域※ (保存地区 824ha、保全利用地区 2,098ha)	2,922
南予	滑床山ウラジロガシ等 (遺伝資源) 希少個体群保護林	37
四万十川	鷹取山生物群集保護林 (保存地区のみ)	95
	小筋畝山コウヤマキ (遺伝資源) 希少個体群保護林	18
	梶ヶ谷山モミ (遺伝資源) 希少個体群保護林	9
	古屋山大道マツ (遺伝資源) 希少個体群保護林	9
	佐田山ヤッコソウ (シイ遺伝資源) 希少個体群保護林	11
	弦場山ウバメガシ (遺伝資源) 希少個体群保護林	4
嶺北仁淀	石鎚山系森林生態系保護地域※ (保存地区 80ha、保全利用地区 345ha)	425
	白髪山天然ヒノキ (遺伝資源) 希少個体群保護林	209
高知	西熊山生物群集保護林 (保存地区のみ)	479
	石立山生物群集保護林 (保存地区のみ)	122

※ 石鎚山系森林生態系保護地域は、計4,245ha (保存地区 1,229ha、保全利用地区 3,015ha)

(その他の森林計画区)

緑の回廊 (拡充)

森林計画区	名称	延長 (km)	面積 (ha)
嶺北仁淀	四国山地 (石鎚山地区)	49	(89ha増) 5,510

※ 四国森林管理局管内全体では、

四国山地(石鎚山地区)緑の回廊 延長 79km 面積 7,863ha

レクリエーションの森 (新設)

森林計画区	名称	面積 (ha)
四万十川	四万十源流の森風致探勝林	5

※ このほか、次のレクリエーションの森を廃止

香川計画区 : 庵治湾風景林 (65ha)、石清尾風景林 (123ha)、五色台風景林 (90ha)

多様な活動の森 (新設)

森林計画区	名称	協定相手	面積 (ha)
吉野川	津志嶽シャクナゲ郷土の森	つるぎ町	19
四万十川	西土佐藤の川ヒノキ仙人の森	四万十市	4
嶺北仁淀	高知県・本山町 竜王山郷土の森	本山町	75